

館山市公共施設マネジメント民間提案制度

提案
募集

『館山市公共施設マネジメント民間提案制度』は、民間事業者等が市有財産（土地、建物、物品）を活用し、地域活性化や市民サービスの向上を図る事業等が対象です。

～こんな提案を募集しています～

①公共施設等の余裕空間、 未利用財産等の有効活用

(貸付、売却、目的外使用など)

②広告事業

随時

(印刷物等への広告掲載、市施設への広告媒体設置)

③ネーミングライツ事業

随時

(公共施設、公園、道路、イベントなど)

事業者

ビジネスチャンス!
随意契約



市民

市民サービスの向上



行政

行政課題の解決
業務の効率化



まずはお気軽にお問合せください

館山市総務部行革財政課
公共施設再編等推進室

☎0470-22-3235

✉ gyouzai@city.tateyama.chiba.jp



館山市公共施設マネジメント民間提案制度 概要

1 目的

民間事業者が有する独自のノウハウや強みを活かした提案を募集し、事業化を図ることで、既存公共施設を活用した地域活性化や市民サービスの向上を図ることを目的としています。

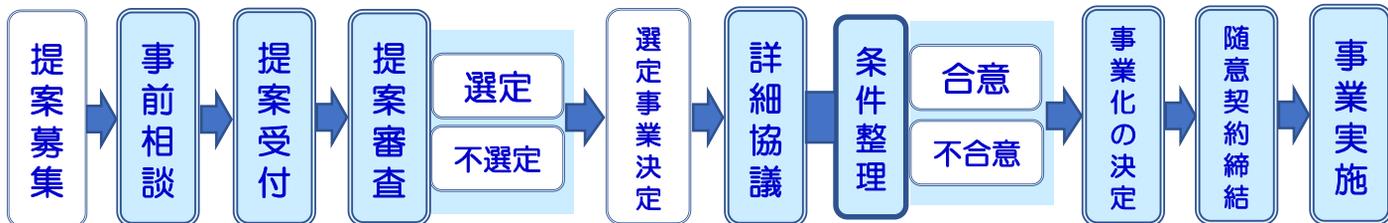
2 提案の対象

市が所有または管理する土地・建物で、提案を募集する公共施設

3 提案できる団体

提案内容を実行する意思と能力(資格)を有する団体(民間企業、法人、その他団体)
※個人での提案はできません。

4 事業化までの流れ



- ・事前相談 アイデア段階でも構いません。お気軽に行革財政課へお問合せください。
- ・提案審査 提案内容について「提案審査会」で審査し、提案事業を選定します。
- ・選定事業決定 「提案審査会」で審査した結果を公表します。
- ・詳細協議 提案が選定された事業者と、事業化に向けた詳細協議を行います。
- ・事業化の決定 詳細協議の結果、事業化を決定した場合、民間事業者と随意契約を締結。
(随意契約締結) ※新たな支出を伴う場合、予算案が市議会で可決されることが条件です。
- ・事業の実施 提案内容に基づき、事業を実施。

5 留意事項

- ・提案や協議に係る費用は、提案者の負担とします。
- ・提案者が実施事業者となった場合、提出書類の著作権は市に帰属するものとします。
- ・詳細協議の結果、市と民間事業者等が合意に至った場合においても、予算案が市議会で可決されないなどの理由により、事業化されない場合があります。

館山市総務部行革財政課
公共施設再編等推進室

☎0470-22-3235

✉ gyouzai@city.tateyama.chiba.jp

現在募集している公共施設募集要項など詳しくは館山市ホームページをご覧ください。

